

議案第75号 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部改正について

マイナンバーカードの提示で受給資格証の提示を省略

【概要】 福祉医療費の受給資格者が福祉医療費の助成を受けようとする際に、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示することで、保険医療機関が資格情報を確認できるときには、受給資格証の提示を省略できるようにしようとするもの。

質疑 マイナンバーカードで受給資格証の確認ができる場合は提示を省略できるが、ひも付けていない方は、今までどおりの受給資格証が存続されるのか。

答弁 マイナンバーカードとひも付けられた場合に受給資格証の提示が省略できるが、ひも付けっていない方は省略できないため、今までどおり受給資格証を全員にお渡しする。

質疑 本市で対象となる助成制度は。

答弁 こども医療費、障がい者医療費、ひとり親医療費の3事業が対象となる。



12月11日

産業建設委員会

議案第80号 指定管理者の指定について

市営住宅に指定管理者制度を導入

【概要】 市営住宅の管理運営の効率化や稼働率の向上により、市民サービスのさらなる向上を図るため、令和8年度から市営住宅に指定管理者制度を導入することから、その指定管理者を指定しようとするもの。

質疑 指定管理者が、鈴鹿駅から近鉄鈴鹿市駅周辺に設置予定としている管理事務所は、独立した事務所を建てる予定か。

答弁 現在、民間の賃貸事務所を探しており、契約期間は指定された5年間で借りる予定であると確認している。

質疑 入居者とのコミュニケーションは管理事務所で行うのか。

答弁 指定管理者からの提案では、入居者の相談や手続は管理事務所で行うことを想定しているが、高齢者や障がい者など、管理事務所へ申請に来ることが難しい方に対しては、各団地の集会所に出向いて手続を行うとのことであった。

質疑 設備の異常や修繕の相談は、コールセンターでの対応となるのか。

答弁 コールセンターでは24時間365日電話対応を行い、現地での対応が必要な場合は、管理事務所のスタッフが現地に駆け付ける体制である。

質疑 住宅の補修、改修も指定管理者が行うのか。

答弁 修繕は、指定管理者が行い、その費用は指定管理料に含まれているが、国の補助金を利用するバリアフリー工事や長寿命化改修工事は、引き続き市が直営で発注する。



市営住宅(潮風の街磯山)